

3 成績評価及び修了の基準

[成績評価]

「岡山大学大学院法務研究科規程」より

(成績の評価)

第18条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う。

2 履修科目の成績は、A+、A、B+、B、C又は不可の評語をもってあらわし、A+、A、B+、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、A+、A、B+、B及びCに代えて、修了又は認定とすることができる。

「学生便覧」より

1 成績評価

成績評価は、次の6段階とする。70点未満を「不可」とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。

ただし、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

A+	90点以上
A	85～89点
B+	80～84点
B	75～79点
C	70～74点
不可	70点未満

[修了の基準]

「岡山大学大学院法務研究科規程」より

(修了要件)

第19条 研究科の修了要件は、研究科に3年以上在学し、95単位以上を修得することとする。ただし、教授会が、法学既修者として認めた者については、30単位を修得し、かつ、1年間在学したものとみなす。

「学生便覧」より

4 課程修了要件

	法学未修者 (3年標準型)	法学既修者 (2年短縮型)
「法律基本科目群」うち必修科目	60単位	30単位
「実務基礎科目群」うち必修科目	8単位	8単位
「実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3単位	3単位
その他の科目	24単位以上※	24単位以上※
合 計	95単位以上	65単位以上

※ただし、「基礎法学・隣接科目群」うちから4単位以上を修得しなければならない。また「展開・先端科目群」のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上を修得しなければならない。

II 成績評価方法

1 成績評価

成績評価は、次の6段階とする。70点未満を「不可」とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。

ただし、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

A+	90点以上
A	85～89点
B+	80～84点
B	75～79点
C	70～74点
不可	70点未満

2 成績評価の基準

岡山大学法科大学院における成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テストなどを総合的に評価して行う。

そして、この総合評価に基づき、岡山大学法科大学院における成績評価では**70点を単位認定基準**とする。

3 試験・追試験について

- (1) 試験は、通常、授業の終了した授業科目について、その授業の行われた学期の終わりに行う。担当教員によっては、授業期間中に行うことも、また、学期末試験を実施しないこともある。成績評価における試験の位置づけは、各授業科目のシラバスを参照すること。
- (2) 各授業科目の試験日、試験時間及び注意事項等については、掲示等により通知する。
- (3) 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておく。また、試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- (4) 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (5) 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。
- (6) 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、事前もしくは当該試験の終了後速やかに、大学院係に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。
- (7) 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証

明書等を添付しなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに大学院係へその旨を連絡しなければならない。

(8) 追試験が許可されるのは、病気、交通事情等による欠席、忌引き、その他相当の事情がある場合に限る。

(9) 試験日、試験時間及び注意事項等については、大学院係から通知する。

4 再試験

法律基本科目群（A科目）の科目について不可の評価がなされた場合であっても、平常点（プロセス評価）に関して7割以上の評価がなされている者に対しては再試験を実施する。再試験有資格者は、各学期の成績評価に基づき認定し、その旨通知する。再試験対象科目、試験日時等については、大学院係から連絡する。

なお、再試験の追試験は原則として認めない。

Ⅲ 成績評価に対する異議申立

- 1 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。
- 2 異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、その都度、掲示する。
- 3 異議の申立ては、所定の様式を記載した書面を大学院係に提出するものとする。異議申立書には、異議理由を記載しなければならない。異議は1科目につき1回のみ申し立てることができる。複数の異議事由がある場合には、併せて申し立てることとする。
- 4 学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。担当教員は、学生の説明要求に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。
- 6 審査結果は、当該学生及び教員に通知する。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び大学院係は、成績変更手続をとるものとする。異議の棄却に対して、学生は、再審査の請求をなすことはできない。